

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の概要 ～スクラップヤードへの規制強化～

背景・課題

- 国際的な資源獲得競争を背景に、再生資源のサプライチェーンの強靱化が不可欠。こうした中で金属、プラスチック等の保管又は再生を行う**スクラップヤードは資源循環の輪の中で重要な役割**を担っている。
- 一部のスクラップヤードにおいて**騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題**に。このような不適正なスクラップヤードを経由した**金属資源等の海外流出も指摘**されている。
- 従来、スクラップヤードで扱われている金属等の有価物は、原則、廃棄物処理法の規制対象外。これを悪用し、実際に取り扱っているものが廃棄物であっても、有価物と称して規制逃れを行う事業者も存在。

改正内容

- 使用済金属・プラスチック物品の**保管又は再生**を行う事業を行おうとする者は、**都道府県知事等の許可**を受けなければならないものとする。
- 許可業者には、対象物品に応じた**保管や再生に関する基準の遵守**や**帳簿の作成**を義務付ける。
- 基準違反、無許可営業等には、立入検査、改善命令、措置命令、許可取消、罰則等により対処。
- 使用済金属・プラスチック物品のうち、環境汚染のおそれのある物品（バーゼル法の「特定有害廃棄物等」に該当するもの。使用済鉛蓄電池、廃電子基板等。）について、**国内再生原則**を適用するとともに、**輸出の際の環境大臣の確認**を受けなければならないものとする。無確認輸出は罰則の対象。未遂罪、予備罪も措置

施行スケジュール

- 令和8年度内を目途に政省令を整備。
- 法施行前に、受付準備の整った都道府県において許可申請の受付開始、許可審査。
- 法律の公布日（令和8年6月19日）から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日（令和10年12月19日より前）に施行。

令和8年法律第43号
不適正なスクラップヤードの例 令和8年6月19日公布



基準に従ったスクラップヤードのイメージ

